

## 諏訪市の不妊および不育治療費等助成事業補助金についてお知らせします。

諏訪市では不妊および不育治療を受けたご夫婦の経済的負担を軽減することを目的に、治療に要する費用の一部を助成します。

対象者	<u>次の条件をすべて満たす夫婦（事実婚関係にあるものも含む）</u> 1. 夫婦の双方又は一方が、一年以上諏訪市に住所を有している 2. 夫婦ともに市税を滞納していない 3. 夫婦ともに公的医療保険に加入している（社会保険、国民健康保険など） 4. 医療機関において、不妊治療または不育治療が必要と診断されている
対象となる治療	<u>保険適用・適用外問わず医師が認める不妊および不育治療費、諏訪市への申請のための医療機関証明書発行手数料（様式第2号-2、第2号-3の発行に係る手数料）</u> ※県の不妊治療（先進医療）費用助成事業や不育症治療支援事業の助成を受けた場合は、県の助成額を差し引いた額を対象とする（事前に県へ申請の相談をしてください） ※令和4年4月1日以降の治療費について対象とする ※夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療、代理母・借り腹による不妊治療は対象外とする ※他の自治体で助成を受けた治療は対象外とする
助成金額	<u>文書料を含む、治療費自己負担分から高額療養費などの各保険法に基づく給付、任意給付の額を差し引いた額の1/2の額（上限10万円）</u> ※計算方法の詳細については受付時にご説明します
助成回数等	<u>同一の夫婦に対して一年度（4月～翌年3月）につき1回、1子につき通算6回まで申請可能</u> （不妊治療・不育治療両方を同じ期間内に受けている場合は、合算して1回の申請とすることができる。また、R3年度までの回数はリセットされる）
申請期限	<u>治療終了後6カ月以内</u> ※治療終了日とは、様式第2号-（2）に書かれる「治療終了年月日」です ※書類の提出が完了した年度での申請となります（2P参照）

ご不明な点は、お気軽にご相談ください

<お問合せ先>

諏訪市保健センター（健康推進課）

諏訪市湖岸通り 5-12-18

[TEL:0266-52-4141](tel:0266-52-4141)（内線 592）

FAX：0266-58-0019

E-mail：kenkoushien@city.suwa.lg.jp

### <申請から助成までの流れ>

- 1 制度についてのご案内（説明・受付）、申請に必要な書類の受け取り
- 2 必要に応じて高額療養費制度をご利用ください（3P 参照）
- 3 医療機関へ**必要書類**（2P 参照）を提示し、証明を受けてください（医療機関ごと、薬局ごと必要です）
- 4 **【予約制】保健センターへ事前連絡にてご予約のうえ、書類を提出してください**
- 5 申請から約1ヶ月半後に助成事業補助金交付決定通知書が届き、その後指定口座へ補助金が振り込まれます

### ～ 申請できる時期～

令和4年4月1日以降の治療について、受けている一連の治療（年度をまたいだ治療でもよい）が終了した日から6か月以内に申請する。（ただし申請できるのは年度内で1回です）

※書類の提出が完了した年度での申請となります。

例) 令和4年12月1日～令和7年2月1日までにを行った治療の申請をする場合

①令和7年3月31日までに申請書の提出が完了→R6年度分としての申請となります

②令和7年4月1日～令和7年7月31日まで(6か月以内厳守)の申請書提出

→R7年度分としての申請となります

### <必要書類>

#### ◆ 全ての方

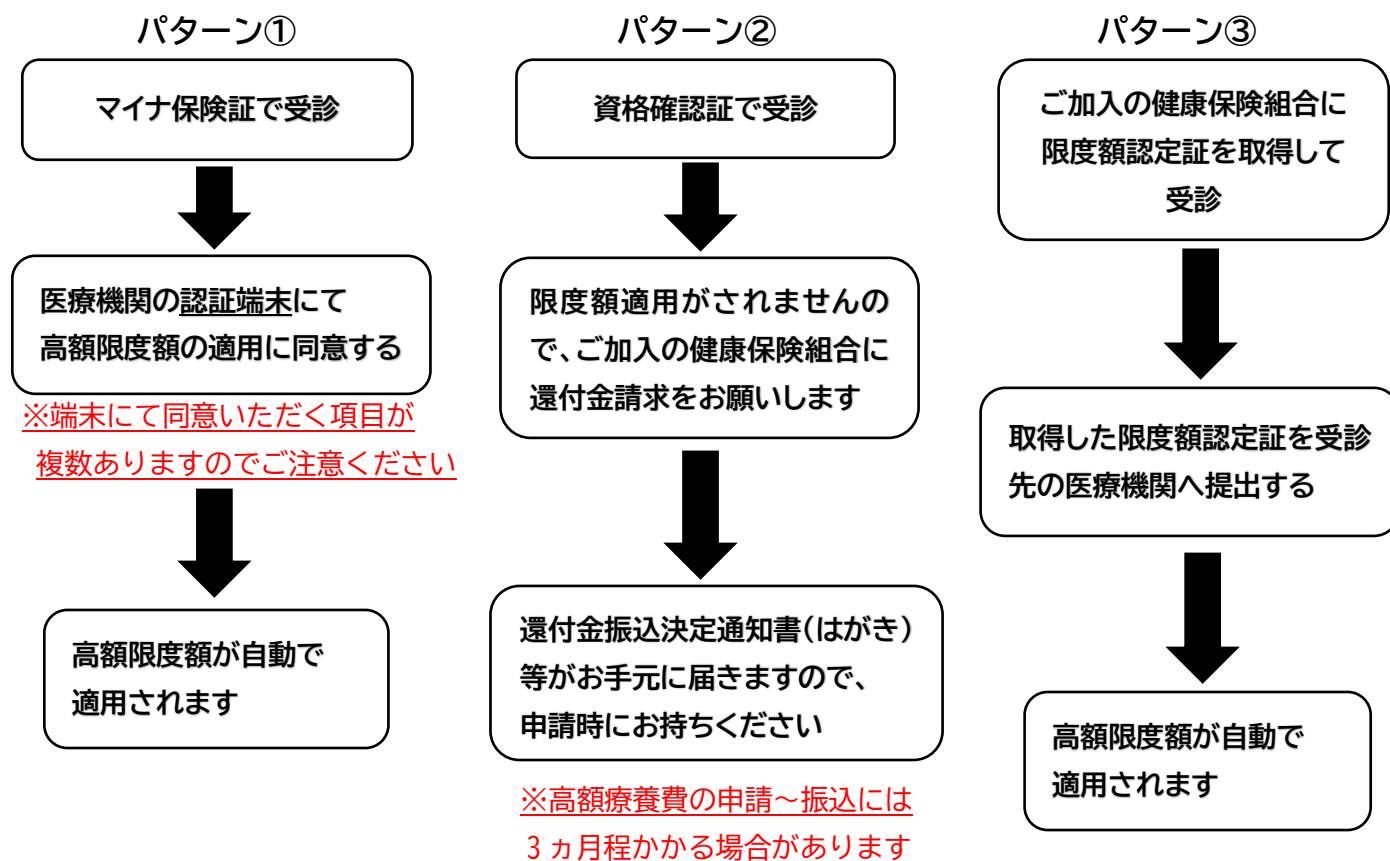
- ①諏訪市不妊及び不育治療費等助成事業補助金交付申請書（様式第2号-1）
- ②諏訪市不妊及び不育治療費受診医療機関医師証明書（様式第2号-2） ※医療機関記入書類
- ③諏訪市不妊及び不育治療費受診医療機関及び薬局証明書（様式第2号-3） ※医療機関等記入書類  
※夫婦で同一の医療機関で治療を受けている場合は、夫婦で一部提出  
※金額の誤りは、訂正印では修正できませんのでご注意ください
- ④健康保険資格が確認できるものの写し（夫婦二人分）  
例) 資格確認証、マイナポータルから出力した資格情報 ※ご不明な場合はお問い合わせください
- ⑤領収書原本（不妊・不育治療に関わるもののみ）受付時にコピーを取って原本をお返しします

#### ◆ 該当する方のみ

- ⑥同一治療について、県から助成を受けた場合、その交付決定通知書等の写し  
（重複して助成が受けられる県の助成事業については、前頁の「対象となる治療」参照）  
※県の助成金については案内リーフレットの確認及び保健所へお問い合わせください
- ⑦高額療養費決定通知書の写し ※加入医療保険から高額療養費の支給があったときのみ
- ⑧限度額認定証の写し ※加入医療保険に申請した場合のみ
- ⑨事実婚に関する申立書 ※事実婚の場合のみ提出
- ⑩戸籍全部事項証明書 ※夫婦で住民登録上別世帯の場合のみ提出（発行手数料は申請者負担となります）
- ⑪付加給付決定通知書の写し ※ご加入の健康保険組合に付加給付制度がある場合のみ

## <高額療養費制度について>

限度額適用や限度額証を申請せず、後日加入医療保険へ高額療養費を請求しても最終的な自己負担額は変わりませんが、高額療養費の支給には3カ月ほどかかる場合があるため、市の不妊治療補助金をスムーズに申請するためにも、マイナ保険証を利用しての限度額適用や、高額な治療費が予想される場合にはあらかじめ「限度額認定証」を申請されることをお勧めします。



※高額医療費の還付申請につきましては、不妊治療のご申請までに必ず行ってください。

※マイナンバーカードをご使用の場合でも、付加給付は自動適用されませんので、ご加入の健康保険組合に制度がある場合は申請前にご確認をお願いします。

高額療養費の自己負担限度額は所得等によって異なります。詳細や限度額認定証の申請、付加給付制度等については加入医療保険にお問い合わせください。

## <複数の医療機関を受診される際の対応について>

治療開始後に受診医療機関をご変更される場合は別途確認が必要となりますので、医療機関変更前に保健センターまでご連絡ください。

※ご連絡頂いていない状況で医療機関を変更された場合は一連の治療として認定できない場合がありますので ご注意ください。